

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 平成26年4月24日(木)午前10時00分～11時25分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

小島会長、片谷第一部長、田中正 第二部長、木村委員、小堀委員、坂本委員、田中修三委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、羽染委員、町田委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁及び土壌汚染の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」

環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動、水質汚濁、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、日影、風環境及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|-----------|---|--|
| 1 事後調査報告書 | <ul style="list-style-type: none">・東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業（工事の施行中その6）・東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業（工事の施行中その6） | 平成26年3月26日 平成26年4月14日 |
| 2 変更届 | <ul style="list-style-type: none">・東京都市計画道路環状第2号線(港区新橋～虎ノ門間)建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業・春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業・（仮称）豊洲3-2街区（B2・B3街区）開発計画 | 平成26年3月19日 平成26年3月24日 平成26年4月14日 |
| 3 中止届 | <ul style="list-style-type: none">・わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業 | 平成26年4月14日 |

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」

総会（第1回）

速記録

平成26年4月24日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前 10 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち、15 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

総会の開催に先立ちまして、事務局の幹部職員の異動がありましたので、御報告いたします。

まず、環境都市づくり担当部長であった谷上が、4 月 1 日付けで都市地球環境部長に就任いたしました。

○谷上都市地球環境部長 職名が変わっただけで、引き続きアセスメントを担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三浦環境都市づくり課長 また、アセスメント担当課長の上田が転出となり、新たに転入いたしました宇山でございます。

○宇山アセスメント担当課長 宇山と申します。よろしくお願いいたします。

○三浦環境都市づくり課長 さらに、今年度より新たに設置されましたオリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長の岩谷でございます。

○岩谷オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 岩谷と申します。よろしくお願いいたします。

○三浦環境都市づくり課長 最後になりましたが、木村の後任で参りました、環境都市づくり課長の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成 26 年度第 1 回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおります。

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第 6 条 3 項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度とさせていただきます。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されても結構ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 1 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申が 3 件。これに係る審議を行った後に、受理報告を受けることといたします。

まず、「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、片谷第一部会長から報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○片谷第一部会長 それでは、御報告いたします。

お手元の資料 1 を御覧ください。本日の資料の 1 枚目、表紙をめくっていただいたところでございます。

初めに、部会で取りまとめました答申の案文につきまして、事務局から朗読をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。資料 1 の 1 ページ目でございます。

平成 26 年 4 月 24 日

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 片谷 教孝

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2 ページ目でございます。「町田市資源循環型施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について。

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 2 月 28 日に「町田市資源循環型施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、おめくりいただきまして 4 ページに記載がございます。

お戻りいただきまして、

第 2 審議結果

【大気汚染】

施設の稼働に伴う大気の予測について、新たにバイオガスによる発電設備等を設置することから、これらに伴う周辺環境への影響を明らかにした上で、必要に応じて予測・評価すること。

【悪臭】

悪臭の予測について、類似事例の調査結果と悪臭防止対策を本事業と比較する方法としているが、本事業では新たにバイオガス化施設を設置することから、本事業との類似性について明らかにした上で、予測・評価すること。

【騒音・振動】

供用後の施設稼働に伴い発生する低周波音については、建替え後の焼却施設等の処理能力や機器構成は、既存施設より小さい又は大きな差異がないことから、計画地周辺に影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、現在のところ誘引送風機等の諸元が不明確であるため、今後、これらの施設の諸元が明らかになった段階で、必要に応じて予測・評価の項目に選定すること。

【水質汚濁】

計画地は鶴見川流域内であることから、現況調査において計画地近傍の鶴見川の水質調査結果を含めること。

【土壌汚染】

計画施設の一部は地下 15m に及ぶことから、現況調査の地下水調査において汚染が確認された場合には、関連施設近傍における土壌のボーリング調査の実施について検討すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○片谷第一部会長 ありがとうございました。

それでは、審議の経過につきまして、私から御報告をいたします。

この調査計画書でございますが、先ほどの付表にございましたように、平成 26 年 2 月 28 日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されたものでございます。

この事業の内容でございますけれども、現有の施設の老朽化に伴いまして、町田リサイクル文化センターでございます既存の清掃工場の建替えを行うというものでございます。したがって、対象事業の種類は、「廃棄物処理施設の設置」ということになります。

続きまして、答申案の内容について、ただいま読み上げていただきましたけれども、要点を再度御説明させていただきます。

まず、大気汚染でございますけれども、今回の建替えに伴いまして、バイオガスによる発電設備等を設置するということになっておりますので、これは新しい施設でございますから、それに伴う周辺環境への影響を明らかにして、必要に応じて予測・評価をするということを求めるものでございます。

次に悪臭でございますが、これも同様に、バイオガス化施設が設置されます関係で、通常、類似事例との比較で予測するのが悪臭の一般的な予測指標でございますけれども、その類似事例、比較対象とする事例とこの事業との類似性を明らかにした上で、予測・評価するということを指摘したものでございます。

次の騒音・振動でございますけれども、供用後に発生する低周波音につきまして、誘引送風機の諸元が現時点ではまだ明確になっておりませんので、その諸元が明らかになりましたら、その時点で必要に応じて予測・評価するということを求めたものでございます。

次に、水質汚濁でございますけれども、この計画地が鶴見川の流域にございまして、その鶴見川での水質調査が含まれていることが必要であるということで、現況調査においてその調査を行うことを求めたものでございます。

最後は土壤汚染でございますけれども、地下水調査において汚染が確認された場合のことでございますけれども、関連施設の近傍において、土壤のボーリング調査を行って検討するということを求めるというものでございます。

この調査計画書に対しまして、都民から意見書の提出がございました。

それから、周知地域の市長でございます町田市長と、近隣県市長でございます相模原市長からも意見が出されております。

本件の審議に当たりましては、それらの内容も踏まえまして審議いたしました結果、ただいま御説明いたしましたような事項に留意して評価書案を作成するように求めるという結論とさせていただいた次第でございます。

以上で、私からのことは終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ありましたら、どうぞ。

○中杉委員 土壤汚染のところなのですが、これはこのままで良いのかと思いましたが、8ページ、9ページのこの図を見ると、工場等が建っているので、アセスの段階では工場等の下を調べるわけにはいかないですけれども、終わった後は既設工場の跡地ということになって更地になりますから、事後調査などでは、この更地になったところの土壤汚染の状況を調べてもらったほうがいいだろうと。多分、土対法の対象にならないのですね。確保条例の対象にもならない。これは、操業中であるしということもあって。ですので、実際に更地になったところで、調査をして確認をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

これについて、事務局のほうから何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 確かに今回の事業は、既存のものを使いながら空いてるスペースに新しいものをつくって、それができたら既存のものを壊すというふうになってございますので、壊した後、更地にした後については、そのような調査が必要だということはお申し伝えたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ほかに特に御意見ないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきまして、事務局で答申案のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 配布されたようでございますね。

それでは、答申書を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 3 号
平成 26 年 4 月 24 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二

「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価調査計画書について（答申）

平成 26 年 2 月 28 日付 25 環都環第 604 号（諮問第 416 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり、知事に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

では、次に進ませていただきます。

「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その 2」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。

この事案につきましては第二部会で審議していただきました。その結果については、田中第二部長から報告をよろしく申し上げます。

○田中（正）第二部会長 それでは、お手元の資料 2 を御覧いただきたいと思います。

始めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、朗読させていただきます。5 ページでございます。

平成 26 年 4 月 24 日

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 田中 正

「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その 2」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

次ページ、6 ページでございます。

「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その 2」に係る環境影響評価書案について。

第1 審議経過

本審議会では、平成25年11月28日に「菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見書等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

1 採掘に伴い発生する発破低周波音の評価において、ISO-7196で規定され1～20Hzの超低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正を施したG特性音圧レベルで100dBを満足することから、影響は少ないと評価している。

しかしながら、国のマニュアルによれば、低周波音の影響として心理的影響（圧迫感、振動感）及び物的影響（建具のがたつきの閾値）について指摘されていることから、これらの影響についても予測・評価すること。

2 採掘するに伴い発生する発破騒音・振動の予測において、予測地点であるHP-1敷地境界（美山）及びHP-2最寄民家（美山）については、事業着手後～30年後において発破位置と予測地点が近づくことはないことから、現地調査結果を予測値としている。

しかしながら、発破位置からの距離や予測断面等が不明確であることから、HP-3最寄民家（小津）と同様に、正確な距離等を明確にした上で、予測・評価すること。

3 破碎・選別に伴い発生する工場騒音・振動及び採掘に伴い発生する重機騒音・振動について、現地調査の結果、朝（6:00～8:00）の時間帯において、工場及び重機の稼働が確認できることから、これらの時間帯についても予測・評価すること。

4 出荷ダンプトラックの走行に伴う道路交通騒音について、事業関連車両は将来とも変化しないため、本事業に伴う騒音レベルの増加はないとしている。

しかしながら、現況においても環境基準を上回る地点が確認されており、走行ルート周辺には小学校等が立地し、事業期間も長期わたることから、規制速度の遵守、急発進・急加速を避けるなど、より一層の環境保全措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

1 事業区域内の雨水を処理する洪水調節池等について、新設する洪水調節池（切羽調整池）は構造図により詳細を明らかにしているが、既設の洪水調節池及び沈殿池等の構造について記載がないことから、具体的に構造等を明らかにすること。

2 予測結果において、沈砂池等は既存と同じものを利用し、これまでと同様に浮遊物質（SS）の除去を行うことから、現況と同程度の濃度（2～15mg/L）と予測しているが、既存資料調査結果及び現地調査結果によれば、R-1（放流口直下）におけるSS濃度が22～23mg/Lであることから、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

【地形・地質】

- 1 斜面の安定性の予測において、現地調査の結果、斜面の地質は砂岩頁岩互層であることが判明していることから、採掘面に薄く割れやすい頁岩が出現した場合の安定性を確保する方策について、具体的に記述すること。
- 2 集中豪雨等により落石が生じた場合の災害防止策について具体的な内容が不足していることから、採掘斜面に係る残留緑地、回復緑地、採掘勾配、小段、落石防止柵等を明示した斜面全体の断面模式図を作成するなど、落石災害防止策について分かりやすく記載すること。

【水循環】

- 1 事業の実施による植生及び地形の改変に伴い、新たな採掘斜面が出現することとなるが、残留緑地の確保と新たに回復緑地や植栽緑地を設けることによる地下水涵養能保全の程度について、類似事例を参考にするなど分かりやすく記述すること。
- 2 湧水調査地域内において、流量が確認できない程度の滲み出しを 13 地点確認しているが、既事業における環境影響評価書（平成 12 年 1 月）では、調査地域が狭いにも関わらず、72 地点の湧水及び滲み出しが確認されている。

このことから、湧水等の地点が大幅に減少した原因を科学的に検証するとともに、本事業に伴う湧水等への影響について、定期的に現地調査を実施するなど、事業着手後においても注視し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

- 3 河川流量の変化の程度について、入山川流域における改変面積の流域に対する割合が僅かであることから、河川流量の変化はほとんどないと予測している。

しかしながら、分水嶺の変更を伴う流域変更であることから、入山川の河川流量に影響を与える可能性があるため、既存の自動観測地点において、事業着手後も引き続きモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 1 掘削終了後の犬走り及び盛土造成地等に樹木の植栽を実施することで、樹林の面積は徐々に回復し、植栽緑地の存在により最終的には着手時点よりも増加することから、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないと評価している。

しかしながら、事業の進捗に伴う植生の回復状況が不明確であることから、各施行段階における植栽緑地の状況等について、断面図や模式図を用いるなど、具体的に分かりやすく説明すること。

- 2 本事業は分水嶺の改変を伴う流域変更であることから、入山川流域に生育する植物に影響を与える可能性があるため、事業着手後も定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて環境保全のための措置を検討すること。

【景観】

- 1 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、事業区域南側の眺望地点から事業区域を視認できなかったとしている。

しかしながら、稜線を改変する事業であることから、眺望地点を可能な限り調査し、フォトモンタージュの作成により地域の景観に与える影響を予測・評価すること。

2 30年後の事業完了時を予測・評価時点としているが、事業が長期間にわたることなどから、中間時点である事業実施15年後の予測・評価も行うこと。

【廃棄物】

事業の実施中における廃土・廃石等の予測について、可能な限り有効活用・再利用することにより、区域内での再利用率を100%としているが、既事業における実績等を踏まえて、その妥当性について具体的に説明すること。

併せて、伐採樹木及びその他の廃棄物について、再利用、再資源化率を明らかにすること。

説明は以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、第二部会での審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成25年11月28日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いただきましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から38件の意見書の提出がありました。

また、関係市長である八王子市長及び、あきる野市長から、意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、八王子市美山町及び小津町の一部に位置する約180ヘクタールの区域において、砕石事業を実施するものでございます。対象事業の種類は「土石の採取」となっております。

まず、騒音・振動についての意見ですけれども、採掘に伴い発生する低周波音において、心理的影響等についても予測・評価することを求めるものなど、4件でございます。

次に水質汚濁の意見ですけれども、事業区域内の雨水を処理する既設の洪水調節池等につきまして、具体的に構造等を明らかにすることを求めるものなど、2件でございます。

次に地形・地質についてですけれども、採掘面に頁岩が出現した場合の安定性を確保する方策について、具体的に記述することを求めるものなど、2件でございます。

次に水循環についての意見ですけれども、残留緑地の確保や回復緑地等を設けることによる地下水涵養能の保全の程度について記述することを求めるものなど、3件でございます。

次に生物・生態系についてですけれども、各施行段階における植栽緑地の状況等について、断面図や模式図を使い、具体的に分かりやすく説明することを求めるものなど、2件でございます。

次に景観についてですけれども、眺望地点を可能な限り調査し、フォトモンタージュを作成することにより、景観に与える影響について予測・評価することを求めるものなど、2件でございます。

最後に廃棄物についてですけれども、廃土・廃石等の再利用率を100%としていますが、既存事業における実績等を踏まえ、その妥当性について具体的に説明することを求めるものがございます。

以上で私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明につきまして、何か御質問等ありましたら、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 大変申し訳ございません。ちょっと10ページのほうを御覧いただきたいと思います。

ちょっと手違いございまして、大変申し訳ないのですけれども、【審議経過】の一番下の※のところに「都民の意見を聴く会は、都民の意見書の提出がなかったため開催されなかった」とあるのですが、こちら、ちょっと誤りでございまして、正しくは「都民の意見を聴く会は、公述の申し出がなかったため開催されなかった」ということになりますので、こちらは訂正させていただきます。御了承いただければと思います。申し訳ございませんでした。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ということを理解していただいた上で、何か御質問等ございましたら、どうぞ。

これは、第二部会でだいぶ十分意見いただきましたが、どうぞ、ありましたら。

○片谷第一部会長 第二部会で御審議いただいたことで、御担当の木村委員が大気について意見を出されていませんけれども、私もそれは全く同意見で、この案件の大気の評価のところを見ますと、「現況を悪化させない」という評価指標だけで評価を記載しているというのは、過去のアセス案件であまり見られない方法で、これは大変望ましいことだと思います。

要は、環境基準をクリアしていれば良いというアセス書が、いまだにかなり見られる中で、「現況を悪化させない」ということだけを明記するような姿勢で書かれたということは、評価してよろしいことだろうというふうに感じましたので、意見ではなく感想として申し上げておきます。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかに。木村委員、何かありますか。

○木村委員 第二部会でも、私も同じようなことを。

要するに、過去の実績等、排出量、それから拡散条件が変わらないということなので、観測データに一部短いところがあるのですけれども、それを参照して、環境基準とも一応照らし合わせて、かなり余裕を持ってクリアしているという評価でした。

拡散式を使うのは、こういう場所で必ずしも良いとは思えないので、このやり方が僕も良い方法、ベストに近い方法と思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。特に第一部会の方、お気づきになる点ございましたら、どうぞ。
よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかには御意見ないようございます。

それと、今の公述の申し出はなかったという話でございますが、かなり意見はだいぶ出ているのですね。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○小島審議会会長 ということで、その中をさっと見ても、要するに30年という長期の問題で、それに対する予測が本当に不確実性はどうかというようなのが基本になっているような不安といいますか、都民の意見が多かったようにも思いますので。

多分これは、従来の採石事業でもやられていることだと思うのですが、要するに、今の文章の中では「モニタリングを引き続き」というようなところがいくつかに出ていて、十分、内容は入っていると思いますが、いわゆる事後調査に係るところが多いものですから、事後調査計画等を含めて、今後の予測等の不確実性を詰めていくというような、あるいは、それに対処するようなことを、やはり念のため事務局のほうから御指導あるいは説明させていただきたいと思いますが。

ということで、ほかにはないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思いますが、この件について、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 それでは、特に異議はないようございますので、そのようにさせていただきます。

事務局で答申のかがみを配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、配布されましたようですので、読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第4号

平成26年4月24日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成25年11月28日付25環都環第422号(諮問第414号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、今、朗読していただきましたとおり、知事に答申することにいたします。

続きまして、「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行いたいと思います。

この事案につきましても、第二部会で審議していただきました。この結果につきましては、田中第二部会長から報告をよろしく申し上げます。

○田中（正）第二部会長 それでは、お手元の資料 3、11 ページでございますが、御覧いただきたいと思います。

始めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。11 ページでございます。

平成 26 年 4 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

ページをおめくりいただきまして、12 ページでございます。

「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第 1 審議経過

本審議会では、平成 25 年 10 月 29 日に「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものと認められる。

なお、環境影響評価書案を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動への影響について、住宅地や福祉施設に近接する細街路を走行ルートとしていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置を検討し、大気汚染及び騒音・振動への影響の一層の低減に努めること。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、寄与率が最大で41.7%である上に第1期工事及び第2期工事とも環境基準も超えている。

よって、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設作業に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に隣接して住宅や福祉施設があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。

【日影】

- 1 天空写真の撮影地点は、計画建築物による日影が生じると予想される地点としているが、冬至日における計画建築物による日影時間が増加しない地点も含まれていることから、より日影の状況の変化の程度を把握できる適切な撮影地点を選定し、予測・評価すること。
- 2 等時間日影図によれば、計画建築物の建設に伴い一部の地域では8時間の日影が及ぶと予測されていることから、計画建築物を極力計画地南側に配置することの外、地域住民と調整を図りながら、日影の影響の低減など環境保全のための措置を検討すること。

【風環境】

- 1 風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内外には周辺の保育園等が利用する児童遊園や多数の往来がある歩道等があることから、より一層の防風対策を検討するなど、風環境に与える影響の低減に努めること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

- 2 計画地周辺で計画されている開発建築物等について、建設時期等が不明確であることから、これらについて可能な限り明らかにするとともに、必要に応じて風環境の予測・評価に反映させること。

【景観】

- 1 本事業によって生み出されるオープンスペース等により、みどりと水が豊かにネットワークされた複合市街地を形成するとしていることから、このことについて図を用いるなど詳細に説明すること。

また、高木等の植栽計画について、平面図による図示にとどまらず、立体的に示すなどして圧迫感の軽減効果を明らかにすること。

- 2 代表的な眺望地点及び眺望の状況並びに圧迫感の状況において、不特定多数の人の利用や滞留度が高いと考えられる場所等を予測地点としている。

しかしながら、計画地周辺には戸建て住宅が密集していることから、眺望や圧迫感の変化の程度が著しくなると考えられる場所等についても、予測・評価すること。

以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、第二部会の審議経過について御報告いたします。

付表の審議経過に記載してございますように、本評価書案は、平成 25 年 10 月 29 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における 3 回の審議を行い、ただいま朗読いただきましたような答申案文として、取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から 22 件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である中央区長から、意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして、事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、2 名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、中央区勝どき 2 丁目及び 4 丁目の一部に位置する約 3.9 ヘクタールの敷地において、住宅、オフィス、商業施設などからなる複合建築物を建設するものでございまして、対象事業の種類は、「住宅団地の新設」及び「高層建築物の新築」となっております。

まず、大気汚染、騒音・振動共通についての意見でございますが、住宅地に近接する細街路を工事用車両の走行ルートとしていることから、環境保全措置の徹底など、大気汚染、騒音・振動の一層の低減に努めることを求めるものでございます。

次に大気汚染についての意見ですけれども、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測においては、寄与率が高く、環境基準を超えていることから、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

次に騒音・振動についての意見ですけれども、計画地に近接して住宅等があることから、建設機械の稼働に当たっては、建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めることを求めるものでございます。

次に日影についてです。等時間日影図によれば、一部の地域では 8 時間の日影が及ぶことから、地域住民と十分調整を図りながら、日影の影響の低減など環境保全のための措置の検討を求めるものなど、2 件でございます。

次に風環境についての意見です。計画地内外には、児童遊園等があることから、より一層の防風対策を検討するなど、風環境に与える影響の低減に努めることを求めるものなど、2 件でございます。

最後に景観についての意見ですけれども、みどりと水が豊かにネットワークされた複合市街地の形成について、詳細に説明することを求めるものなど、2 件でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございましたら、どうぞ。

○中杉委員 これは部会の審議で担当された平手委員も言われたことですが、アセスの中では、ある意味でアセスの制度の限界を示した事例ではないかなというふうに思うのですが。

特に日影の中で、一部の地域で8時間の日影と。これは8時間という、8時から16時で、予測した時間帯全部、ある意味では、冬至日は日が全く当たらないという状況を示しているということだろうというふうに解釈できるのですが、そういうふうな状況にあるということとか、それから景観等で周辺住民にはかなり大きなインパクトを与えるだろうと。

このアセスの制度の中では、この表現で仕方がないのであると思いますが、日影の2番目のところに書いてある「地域住民と調整を図りながら」というのは、この制度の中での限界の表現であるというふうに私自身は理解していますので、このことを事業者の方に真摯に受け止めていただいて、対応していただく必要があるのかなということだけ申し上げておきたいと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

事務局で何かコメントありますか、今の件につきまして。

○宇山アセスメント担当課長 部会でも平手委員から、やはり納得されていないというか、公述の意見と言われている方も、まだ不安があるということで申しておりますので、平手委員からも、その辺は事業者のほうに真摯にしっかり説明するよということ伝えてお話をありましたので、その点については、しっかり事業者のほうに伝えたいと思っております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○義江委員 ビル風についてですけれども、評価書案の190ページを見ますと、No.82の地点とかNo.83の地点で、赤線の建設後の風がかなり速くなっているということが分かります。特に83番ですと、SとかSSWの方向で風速比が1.0を超えています。

これは、大手町の気象庁の高さ74.5mの高さの風速と同じぐらいの強い風が吹くということの意味しているのですが、これが植栽を施すと、緑色の線のように、非常に風が弱くなってしまうと。これは恐らく、センサーが樹木の模型の中に埋もれちゃっているような状態だと思うのですよね。

この82番、83番がどの辺にあるかといいますと、184ページ。この図で82番、83番の位置が分かるのですね。その周りでどういう植栽が施されているのかというのが、179ページにあるのですね。植栽状況の写真が3枚あるのですが、肝心の82番、83番周りの写真がないと。それから、写真があるものに関しても、センサーが写っていない。つまり、センサーと植栽の位置関係が分からない。

先ほど言いましたように、センサーが樹木の中に埋もれているような状況では、風はすごく弱くなっているのは当たり前の話であって、樹木からちょっと外れたようなところ、測定していないような場所で非常に強い風が生じるおそれがあるので、その辺を指摘しておきたいと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 今、ご指摘いただいた内容につきましては、ちょっと内容につきまして、実際にセンサーの状況ですとか植栽の状況ですとか、もう一度、評価書を

つくるまでに確認させていただいて、対応必要であれば対応させていただきたいと思
います。どうもありがとうございました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今の意見にだいたい共通するような話で、都民の意見を聴く会、これは私もちょっと出
ましたけど、やはり住民側から見ると、今の計測地点とか何かも、かなり住民の視点とは違
っているところがあるというような御意見がやっぱり出てくると。今、何人かの委員がお
っしゃった、まさにそのことを住民も感じているといたしますか、そんな感じがいたしま
したので、是非その辺を少し評価書で修正といたしますか、できればありがたいと思
います。

それからもう一つは、やっぱり全体を通じて、住民とのコミュニケーションがあまり良
くないかなということ。これも住民との公述会のときの雰囲気では、そんなことをかなり
感じたといえますか。

これは、事務局のほうで重々御指摘されていると思いますが、改めまして、その辺も含
めて、今後の環境保全、是非、対応策について、少しコミュニケーションを取りながら
というところもよろしく願います。

ほかにございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 それでは、どうもありがとうございました。

そのほかでは、御発言、特にならぬようでございますので、この報告をもちまして、本審
議会の答申としたいと思います。

かがみを配ってください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、朗読よろしく願います。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

26 東環審第 5 号

平成 26 年 4 月 24 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「勝どき東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について (答申)

平成 25 年 10 月 29 日付 25 環都環第 345 号 (諮問第 412 号) で諮問があったこのことにつ
いて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのとおり、知事に答申することにいたします。

これで一応、審議の件は終わりました、あと続きまして、受理関係につきまして、事務
局から報告をよろしく願います。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係について、御報告いたします。資料 4 を御覧ください。

事後調査報告書 2 件、変更届 3 件、中止届 1 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当の課長から御説明させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 17 ページを御覧ください。

「東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業」、こちらの事後調査報告になります。

こちらですが、答申、平成 5 年 11 月 19 日。この報告書の受理、平成 26 年 3 月 26 日になります。

事業の種類ですが、「鉄道の改良」です。

規模になりますが、事業延長約 13.1km。構造形式ですが、高架式・地下式及び地表・掘割式となっております。

工事期間が平成 10 年度～平成 31 年度を予定しております。

今回の調査区分ですけれども、工事の施行中その 6 となっております。

調査事項ですが、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下の 4 項目になります。

まず、大気汚染（自動車交通量の状況）ですが、事後調査報告書の 6 ページ、こちらを御覧ください。こちらの地図にあります 1 番～10 番までの 10 地点、こちらが自動車交通量の調査地点になります。

報告書の 15 ページの表 1-7、こちらを御覧ください。こちらが工事用車両の予測結果と事後調査結果の比較の表となっております。事後調査結果の一般交通量に対します工事用車両の割合ですが、0～0.39%ということで、No. 2 と No. 3、この 2 地点が予測を上回っております。

上にあります表の 1-6、これを御覧ください。No. 2 及び No. 4 で、やはり工事用車両が予測を上回っております。

この予測を上回った要因ですけれども、高架橋工事の一部が、当初の工程に比べまして、この事後調査の時期に集中したと。そのために工事用車両が増えたことなどが考えられます。

続きまして、騒音についてですが、報告書の 17 ページを御覧ください。こちらの図にあります 1～3、こちらが調査地点になります。

報告書、飛びますけれども、27 ページの表 2-6、こちらを御覧ください。こちらが予測と事後調査結果の比較になります。こちらですが、調査結果が 54～69dB ということで、予測値 67～75dB、それと環境確保条例の勧告基準 80dB、こちらを下回っております。

続きまして振動ですけれども、報告書の 29 ページを御覧ください。こちらの図 1、2 が調査地点になります。飛びますけれども、報告書の 36 ページ表 3-6、こちらを御覧ください。こちらが予測と調査結果の比較になります。調査結果ですが、38～58dB ということで、予測値 54～62dB、それと環境確保条例の勧告基準 70dB、こちらを下回ってございました。

本日の資料の 17 ページにお戻りください。

地盤沈下についてですけれども、調査地点は、報告書の 38～42 ページにある図のとおりになります。工事後の地盤変動量ですけれども、鉛直変位において $-13\text{mm} \sim +11\text{mm}$ 、水平変位におきまして $-2\text{mm} \sim +2\text{mm}$ となっておりまして、工事によります地盤変動量は小さく、周辺の地盤に及ぼす影響はほとんどなかったというふうに考えてございます。

苦情についてですけれども、今回、平成 23 年度から 24 年度までの間の苦情になりますが、粉じんにつきまして 5 件ございます。

主な苦情としまして、ヤードラインに散水していない。そのためにほこりが出ているということで、散水を実施したり、仮置き場の残土及びガラのはこりが飛散しているということで、これに対しましては、こまめな散水、それと作業終了時のシートの養生、これらを実施してございます。

騒音につきまして 21 件、振動につきまして 8 件の苦情がありまして、いずれにつきましても、苦情者に対し、説明をしながら御了承をいただいているという状況でございます。

続きまして、本日の資料の 18 ページを御覧ください。

「東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」の事後調査報告になります。

こちらですが、答申日が平成 10 年 8 月 24 日。報告書の受理日が平成 26 年 4 月 14 日になってございます。

事業の種類ですが、「道路の新設」になります。

道路事業の部分ですが、延長が約 1.4km。

車線数ですが、本線が 4 車線。これが平面部とトンネル部、側道が 2 車線となっております。

道路構造ですが、平面部が約 0.5km、トンネル部が 0.9km ということで、合わせて 1.4km になってございます。

工事予定期間ですが、平成 17 年度～平成 26 年度になってございます。

再開発事業ですが、建物の高さが、I 街区が 63.75m、II 街区が 79.97m。

こちらの工事につきましては、平成 22 年度に完了してございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その 6 になってございます。

調査事項ですが、騒音、振動、地盤、水循環になってございます。

まず、道路事業のほうですけれども、騒音、振動についてですが、こちらの事後調査報告書の 10 ページを御覧ください。こちらが 4 工区の調査地点になってございます。11 ページが 5 工区、12 ページが 6 工区と。この 3 工区で調査を実施してございます。

調査結果につきまして、報告書の 41 ページを御覧ください。こちらの表 2-9、これは 4 工区の結果ですけれども、この表の一番下にあります履行板撤去工、これが予測時の騒音レベル 61dB に対しまして事後調査結果で 68dB ということで、予測を上回ってございます。

42 ページ表 4.2-10、こちらを御覧ください。こちら 5 工区になりますが、こちらの工区につきましては、すべての工種におきまして事後調査結果が予測結果を上回ってございます。

こちらの 5 工区がすべて上回った要因ですけれども、報告書の 38 ページの写真を御覧ください。38 ページの下の写真になりますけれども、こちら、愛宕通りの部分になるのですが、愛宕通りの一般車両の通行、それと歩行者の横断を確保する必要があったために、こちらの部分に仮囲いが設置できない状況でございました。そのために仮囲いによりまして騒音レベルの減衰、これが見込めなかったことにより、予測値を上回ったというように考えてございます。

本日の資料の18ページにお戻りください。振動ですけれども、振動の調査地点ですけれども、騒音と同じ場所になります。こちらの結果ですが、事後調査報告は37～64dBと。こちらにつきましても、予測結果と環境確保条例の勧告基準を下回ってございます。

続きまして、地盤ですけれども、こちらの調査地点、報告書の59ページにあります測線3～9の7地点で計測してございます。

工事中の各測線、測点におけます鉛直変位の累積変動量、このうちの沈下量の部分ですけれども、これが-1mm～-17mmの程度と。これは、日本建築学会が示しますコンクリートブロック造の許容最大沈下量20mm、これの中に収まってございます。掘削工事に伴います地盤変形は予測の範囲内で推移しておりますので、周辺地域への影響は生じないというふうに考えてございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

水循環ですけれども、こちらの調査地点ですが、報告書の83ページを御覧ください。こちらにある赤丸が調査地点になりますけれども、この中の真ん中の部分にあります地点F、こちらなのですけれども、こちらは平成17年から19年度にかけて測定しておりますので、今回の調査からは外れてございます。したがって、今回の調査地点はA、E、FN、Cの4地点になります。

調査結果ですが、地点Aが88ページのグラフ、地点Eが90ページのグラフ、地点FNが91ページのグラフ、地点Cが93ページのグラフの結果になってございます。

被圧地下水位についてですけれども、こちらは変動が小さくなっておりまして、最も変動をしました観測井戸、これが地点FN。91ページのグラフになりますけれども、こちらでA.P. -4.4m～-1.7mの範囲で変動してございます。ただ、A.P. -2.8m付近ではほぼ一定していることから、予測結果と同様、流動障害はほとんどないというふうに考えてございます。

不圧地下水位についてですけれども、雨量の影響を受けながら変動してはいますが、最も変動が大きかった観測井戸、これが地点C。93ページのグラフになります。こちらでA.P. +0.1m～+3.6mの範囲で、だいたいA.P. +1.4m付近ではほぼ一定でありました。また、不圧地下水位の水面分布範囲は広く、山留壁等については回り込んでいると考えられますので、予測結果と同様、流動障害はないというふうに考えてございます。

続きまして、再開発事業、こちらの水循環についてですけれども、報告書の111ページを御覧ください。111ページの中心より左下のほうにありますグレーの部分、赤丸の地点Aの右側になりますが、こちらが1工区の再開発事業になってございます。地点A、この赤丸ですが、こちらで水位の変化を調査してございます。

報告書の114ページを御覧ください。こちらが水位変化のグラフになってございます。

被圧地下水位、こちら、グラフの青線になりますけれども、こちらはA.P. -9.1m～-8.2mの範囲で、A.P. -8.6m付近ではほぼ一定してはいました。したがって、予測結果と同様、流動障害はほとんど生じていないと判断してございます。

不圧地下水位、こちらはグラフの赤線になりますけれども、こちらは雨量の影響を若干受けながら変動してはいますが、A.P. -1.3m～+0.5mの範囲で変動していると。だいたいA.P. -0.5m付近ではほぼ一定しているということで、こちらにつきましても流動障害はほとんど生じていないというふうに判断してございます。

苦情についてですけれども、建設作業騒音に関して7件、建設作業振動に関しまして3件の苦情がございました。

主な苦情は、掘削工事に伴います騒音・振動がひどいというような苦情でございます。

対応としまして、苦情者に対しまして、工事が平成 25 年 3 月にほぼ完了することを伝えまして、了解を得ているという状況でございます。

続きまして、20 ページ。変更届になります。

事業名「東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」。先ほどの事業と同じ事業の変更届になります。

答申日、平成 10 年 8 月 24 日、変更届の受理日、平成 26 年 3 月 19 日でございます。

事業の種類は「道路の新設」と。

規模等につきましては、先ほど御説明しました事後調査結果と同じでございます。

変更の理由ですけれども、今回、この電線共同溝の布設工事の調整に時間を要したために、道路整備工事が遅れたため、工事期間を平成 26 年度まで 1 年間延長するというものがございます。

こちらの道路部分につきましては、平成 26 年 3 月に既に開通してございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果ですけれども、今回の変更によりまして工事期間、工事予定年度は変わりますけれども、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは特に行ってございません。

続きまして、21 ページを御覧ください。

「春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業」の変更届になります。

こちらの答申日ですが、平成 21 年 1 月 30 日。

変更届の受理日が平成 26 年 3 月 24 日になってございます。

事業の種類ですが、「高層建築物の新築」でございます。

こちらですが、この位置ですけれども、「文京区小石川一丁目 1 番外」となっております。

変更届の 2 ページを御覧ください。2 ページに地図がございますが、位置的には大江戸線の春日駅の北側の地区になってございます。こちらの再開発事業です。

敷地面積が約 16,020m²。こちらの建物の最高の高さが約 155m となります。

主要な用途としましては、業務施設・商業施設・共同住宅・駐車場等となっております。

工事期間ですが、平成 26 年 12 月～平成 30 年度末。

共用開始を平成 30 年度末を予定してございます。

変更の理由ですけれども、今回、事業の詳細検討に伴いまして、着工時期、それと工事工程を見直したことにあります。

変更の内容ですけれども、工事予定期間ですが、平成 22 年 12 月～平成 25 年度末の 39 か月を予定していたのですが、詳細検討を行った結果、工事期間が平成 26 年 12 月～平成 30 年度末までの 51 か月が変わってございます。

環境影響評価項目の見直しの結果ですけれども、工事工程は変わりますけれども、工事期間中におけますピーク時期及びそのピーク時期における建設機械の稼働台数・工事用車両台数については変更がないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

22 ページを御覧ください。

「（仮称）豊洲 3-2 街区（B2・B3 街区）開発計画」の変更届になります。

こちらですが、答申日、平成 23 年 7 月 27 日、変更届の受理日、平成 26 年 4 月 14 日でございます。

事業の種類ですが、「住宅団地の新設」になります。

規模ですけれども、建築物の高さが、B2 街区が約 110m、B3 街区が約 155m となっております。住宅の戸数ですけれども、B2 街区が 550 戸、B3 街区が 1,150 戸ということで、合計約 1,700 戸を予定してございます。

駐車場ですけれども、B2 街区が約 240 台、B3 街区約 690 台となっております。

変更の理由ですけれども、建築計画、駐車場計画についてですが、駐車場の需要の変化に伴いまして、駐車場台数を減少させていると。

施工計画についてですが、B2 街区につきまして、想定外の地下障害物が確認されたために、杭工事及び土工事の期間が長くなってございます。

変更の内容ですが、床面積が約 205,900m²から 205,670m²に減少してございます。

駐車場の台数ですが、約 1,030 台から約 930 台に減ってございます。

工事予定期間ですが、こちら、B2 街区についてのみですけれども、変更前が 25～27 年度が、変更後、25 年度～28 年度ということで、1 年間延長になってございます。

環境影響評価項目の見直しの結果ですけれども、施工計画等の変更に伴いまして、工期が長くなるために、建設機械の稼働台数は減少することになります。そのため、大気質及び騒音・振動への影響は小さくなると考えられますが、評価の結論には変更がないというふうに考えてございます。

また、駐車場台数の減少によりまして、タワーパーキングの規模が小さくなりますが、実はタワーパーキングは建物の中に入っておる関係で、計画建築物の高さあるいは形状には変化はございません。そのため、日影、電波障害、風環境、景観については、特に見直しの必要はないというふうに考えてございます。

続きまして、中止届。こちらについて御説明したいと思います。

お手元にあります「わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業」の中止届、こちらを御覧ください。

こちらの中止届ですけれども、普段あまり中止届というのは受理しませんし、報告しないのですが、ちょっと御説明させていただきたいと思っております。

こちらですけれども、中止の理由のところを御覧ください。事業化検討は継続するものの、着手時期の無期延期を決断したため、今回、中止届を出したということになってございます。

こちらの受理日が 26 年 4 月 14 日でございます。

中止の理由につきまして、別紙に詳細がありますので、2 枚目別紙を御覧ください。

こちらについて、まず現状ですけれども、こちら、1 期工事と 2 期工事に分けて工事を行っておりまして、1 期工事につきましては平成 18 年の 3 月に着工しまして、19 年の 2 月に完了し、現在、供用中でございます。その後、2 期事業を平成 22 年の 7 月から 23 年 3 月の工事を予定していたのですが、こちらが未着手という状況になってございます。

中止の理由ですけれども、2 期工事につきまして、市況の変化や関係会社との関係などの事情によりまして、都度計画の見直しを続けてきましたけれども、現時点で具体的な内容が決まっていないということで、無期延期の決断をしましたというものでございます。

本事業につきましては、平成 22 年度で工事期間が終了しておりますが、延伸の変更届等は出ておりません。ただ、期間の終了に当たりまして、内容が具体化した時点で変更届を提出してもらおうということで、事業者と私どものほうで話をさせていただきました。

今回、ずいぶん経った段階で、どのようになっていますかと確認したところ、まだ具体的な内容が決まっていないということで、今回、中止届を提出する形になってございます。

今回、工事期間を過ぎてこの中止届が出てきておりますので、この中止届とは別に、理由書を提出してもらってございます。

この案件のほかにもアセス手続きがなかなか進捗していないような、いわゆる塩漬け案件がいくつかあるのですけれども、この前も日野市の塩漬け案件の変更届を御紹介したところでございますが、このような案件につきましては、引き続き、こういうものがなくなるよう作業を進めていきたいと考えてございます。

受理報告については以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、一括して、今、報告いただきましたが、どこからでも結構ですので、何かお気づきの点等ありましたら、どうぞ。

○羽染委員 よろしいですか。

小島審議会会長 どうぞ。

○羽染委員 済みません。事後調査報告の 1 件目と 2 件目の両方に絡む話なのですけれども、一番下の苦情の有無を見ると、例えば 1 件目の JR の工事を見ると、2 年間で騒音について 21 件の苦情、振動について 8 件の苦情というように。それから、19 ページの道路のもの、建設作業騒音で 7 件、建設作業振動で 3 件と。パッと見て、非常に多い苦情ではないかと思うのですが、なぜこんなに苦情があるのかというのをちょっと思ったのですけれども、アセスをせっかくやって、非常に苦情が出そうな箇所が予測・評価されているわけですから、その情報が施行業者に伝わっていないのではないかと、ふと思ったのですが、この案件等を見ると、苦情が出てから対策を実施しているというような記載がありますので、事務局のほうから施工業者に、そういうふうにあセスのせっかくの予測・評価の結果を、施行する業者にきちんと伝わるように指導していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

そこの工事、いずれも「施行中その 6」ということで、繰り返されている工事ですので、長い工事の事後調査ですので、できるだけ苦情が少なくなるように情報伝達をしていただいたほうがよろしいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局からコメントはありますか。

○佐藤アセスメント担当課長 今回は鉄道事業と道路事業になるのですけれども、これらにつきましては、多分ほかのアセス案件よりも苦情が多い傾向はございます。

まず、その理由ですけれども、期間が長いということと、あと工事の作業地区が広いということで、やはり苦情は多くなる傾向があるのかなと。

例えば高層建築物を建てますと、その周辺だけなのですけれども、今回、事業区域が何キロにも及ぶ関係で、やはり苦情は多くなる傾向はあるかなと。

また、どうしても鉄道、道路につきましては、夜間工事が出てくるという関係で、要は発電機を動かす、発電の機械の音ですか、そういうものの苦情等が多くなる傾向がございます。

これにつきまして、やはり過去に、例えば今回の中央線であれば「その6」ですので、これまでも「その5」までの間に苦情対応していますので、それについては、言われる前にちゃんとやるようにという形で、引き続き、指導していきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

○片谷第一部会長 環状2号線の道路の案件で、騒音が予測をかなり上回った地点があるというとき、先ほどの佐藤課長の御説明では、一般車両や歩行者の通行を確保するために仮囲いが設置できなかったためということだったのですけれども、それは予測の時点で当然分かっているべきことであって、設置できない仮囲いがある前提で予測値を求めたということは、やはりアセス実施段階での問題点だと思いますので、もちろん審査会もそれで通っているわけです、この審議会も通っているわけですが、やはりそれは予測の前提条件の設定に誤りがあったということですから、書類に残す必要はありませんけれども、事業者もしくはコンサルタント会社に対して、少し警告をしておく必要があろうかと思ひます。

○佐藤アセスメント担当課長 今、片谷委員に御指摘いただいた部分なのですが、調査報告書の27ページを御覧ください。

これが今回の調査結果で実際の稼働状況ということで、グレーの部分が工事地区ということで、確かに道路の部分、当然この部分、遮断できないことは、もう見て分かりますので、こういう部分につきましては、ちゃんと評価書作成の時点でしっかりと指摘してまいりたいと思ひます。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

○小島審議会会長 それでは、ほかに特にございませんようですから、受理関係、これで終わりにしたいと思ひます。

と同時に、これで本日の審議の予定を終わりますので、審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前11時25分閉会)